

# 令和3年7月末報告までの様式

第3号様式(第13条関係)

## 新車販売実績報告書

|                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| (宛先)京都市長                   | 年月日                      |
| 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) |
|                            | 電話                       |

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

|           |  |  |   |
|-----------|--|--|---|
| 販売した新車の台数 | 温室効果ガスを排出しない自動車  | 電気を動力源とする自動車 <sup>①</sup> で内燃機関を有しないもの <sup>①</sup>  | 台 |
|           |  | 燃料電池自動車 <sup>②</sup>   | 台 |
|           |  | 合計 <sup>③</sup> ( <sup>①</sup> + <sup>②</sup> )  | 台 |
|           | 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車   | 電力併用自動車のうち、<br>いる電気を外部から充電しているもの <sup>④</sup><br><br>専ら可燃性天然ガスを排して用いる自動車 <sup>⑤</sup><br><br>揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) <sup>⑥</sup> | 台 |
|           | 合計 <sup>⑦</sup> ( <sup>④</sup> + <sup>⑤</sup> + <sup>⑥</sup> )         | 台  |   |
|           | 販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計 <sup>⑧</sup> | 台  |   |
|           | 合計( <sup>③</sup> + <sup>⑦</sup> + <sup>⑧</sup> )                       | 台  |   |

(乗用車)

燃費が非常に良いガソリン(LPG)車が該当します。(非ハイブリッド車)  
基準：2030年(令和12年度)燃費基準 75%以上達成の車



←☆2.5個以上の車両が対象です。

|                    |                 |   |        |
|--------------------|-----------------|---|--------|
| 販売した新車1台当たりの燃料消費効率 | 温室効果ガスを排出しない自動車 | 電力併用している電気を有するもの  |        |
|                    |                 | 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) <sup>⑩</sup> | キロメートル |
|                    |                 | ⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率  | キロメートル |

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車の<sup>5</sup>第3条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(貨物車)  
 (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人  
 (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が:  
 平成27年度燃費基準+15%以上達成(車両総重量2.5t以下)  
 平成27年度燃費基準+5%以上達成(車両総重量2.5t~3.5t以下)  
 2 「燃料消費効率」とは、水素と酸素とを化学反応させ、  
 気により作動する原動機を有する自動車をいいます。  
 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車<sup>1</sup>  
 一を回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。  
 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

# 令和4年以降の報告書新様式

要綱第3号様式

## 新車販売実績報告書

|                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| (宛先)京都市長                   | 年月日                      |
| 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) |

京都市地球温暖化対策条例第35条第3項の規定により報告します。

|   |  |       |
|---|--|-------|
|   |  | 合計台数  |
| 温室効果ガスを排出しない自動車(A)  | 電気自動車  | 台     |
|   | 燃料電池自動車  | 台     |
| 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車(B)   | 電力併用自動車<br>(プラグインハイブリッド自動車)                            | 台     |
|   | 天然ガス自動車  | 台     |
|   | ハイブリッド自動車  | 台     |
|   | クリーンディーゼル車   | 台     |
|   | 揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車<br>(燃料消費効率が別に定める基準を満たすもの) | 台     |
| (A)及び(B)に該当しない自動車   |  | 台     |
| 販売した自動車の合計(C)   |  | 台     |
| 温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の販売割合<br>( (A)+(B) ) / (C) |  | パーセント |

ハイブリッド車には、マイルドハイブリッド車も含まれます。  
車検証の車両形式の先頭2文字目がAとなっている自動車が対象です。  
(例)6AA-ZZW〇〇

|  |  |
|--|--|
| 温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の提供における取組 |  |
|--|--|

注 枠に収まらない場合は、別紙として資料を添付してください。

※エコカーの普及・促進のため、販売店様で実施された取組を記載してください。

- ・エコカーの販売促進キャンペーンを実施
- ・自動車の環境性能の揭示
- ・お客様へのエコカーのメリット説明

などを文章や写真等で報告してください。